

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項の規定により、地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」という。）を定めたので公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和8年2月13日

秋田市長 沼 谷 純

1 縦覧に供する書類

- (1) 金足岩瀬地区地域計画
- (2) 飯島中央地区地域計画
- (3) 畑獅子岱地区地域計画
- (4) 鶉養地区地域計画

2 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 本庁舎3階

秋田市産業振興部農業農村振興課

3 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日（以下「休日」という。）ならびに12月29日から1月3日まで（休日を除く。）を除く。